

松野町デマンド交通導入検討支援業務仕様書

本仕様書は、松野町の事業である松野町デマンド交通導入検討事業にかかる支援業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

松野町デマンド交通導入検討支援業務

2. 事業主体

松野町

3. 業務委託期間

契約日から令和8年3月31日

4. 業務の対象地域

松野町

5. 業務の目的

本町が現在運行しているコミュニティバスは定時定路線のため、1日の運行便数が限られており、人口集積地における公共交通空白地帯が生じている。また、高齢者等の交通弱者においてはラストワンマイル問題が生じており、これらの課題への対応が早急に求められている。本業務では、本町にとって効果的な地域公共交通網の再構築に向けてデマンド交通の導入可能性について検証するとともに、利便性が高い運送サービスの持続可能な提供の確保を目指した「松野町地域公共交通利便増進実施計画」の策定支援を行うことを目的とする。

6. 運行概要

運行概要については、次表のとおり。ただし、現時点における予定であり、今後変更となる可能性もあるため、変更内容及び変更時の対応については、本町と協議の上決定することとする。

実証運行開始	令和7年10月1日
運行方式	ドアツードア方式（自宅⇄目的地） ※現行のコミュニティバスの停留所のうち、駅や診療所等主要な場所は乗降地点として設定する。
運行エリア	町内全域
車両	10人乗り1台、14人乗り2台（現行のコミュニティバスで使用している車両）
運行日	平日、土曜日（祝祭日、年末年始を除く）

運行時間	9:00～19:00（1時間の休憩を含む） ※現行のコミュニティバスの1便は4路線ともデマンド交通実証運行開始後も継続して運行する見込み（6:00～9:00）
予約方法	電話及びスマートフォン、タブレット端末等を用いた事前予約制

※デマンド交通、現行の定時定路線コミュニティバス及び高齢者外出支援事業（タクシー利用券）等を組み合わせ、本町にとって効果的な地域公共交通網の再構築を行う。

7. 業務内容

（1）計画準備

松野町デマンド交通導入検討支援業務事業者（以下、「受託者」という。）は、本業務の主旨を十分に把握し、業務の実施方針、内容、スケジュール及び体制等を記した業務実施計画書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。

（2）地域公共交通利便増進実施計画（案）の策定支援

①利便増進計画（案）の作成支援

再編の対象となる路線について、下記事項をとりまとめた利便増進計画案を策定する。また、作成にあたり、運行事業者や運輸局との協議・調整やパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映等を行う。

- 1) 実施区域
- 2) 事業の内容・実施主体
- 3) 地方公共団体による支援の内容
- 4) 実施予定期間
- 5) 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- 6) 事業の効果
- 7) 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 8) 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- 9) その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項
- 10) 添付資料

（3）実証運行の支援

①自家用有償運送変更申請書作成支援

実証運行に係る申請資料を作成する。作成にあたり、運輸局との調整を行う。

②地域住民への周知・広報支援

- 1) 住民説明会の開催支援

- ・実証運行計画案に対する意見交換会を開催し、その資料作成、出席、とりまとめを行う。対象箇所数は3箇所、各1回の開催を想定する。なお、受託業者は全ての回に出席して、説明を支援する。
- ・新しい交通システムに関する利用説明会を開催し、資料作成、出席、とりまとめを行う。対象箇所数は10地区で各1回の開催を想定する。なお、受託業者は3地区のみ出席して、説明を支援し、他の地区は町で対応する。

2) 住民向けのチラシ作成

チラシのデザインを行う。全世帯1,942世帯（令和7年3月末現在）への配布、規格はA3両面を想定する。なお、配布は広報への同梱による方法等を想定し、町で対応する。

③車体表示（マグネットシート）の作成

マグネットシートのデザインを行う。車体は3台を想定し、1台あたり側面2枚および前面1枚を想定する。

④デマンド交通システムの構築

本事業を実施するにあたり、予約、配車など、必要な事項について、運行内容に合わせたシステムを構築する。システムは以下の要件を満たすこと。

- ・電話及びスマートフォン、タブレット等の端末を用いた予約が可能であること。
- ・予約締切時間を任意に指定することができること。
- ・運行範囲の設定ができること。
- ・予約状況が的確にドライバーに伝わるシステムであり、効率的な運行が可能であること。
- ・乗務員に対するナビゲーション機能を有すること。（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示）
- ・その他、詳細については本町と協議のうえ決定する。

※実証運行前に運行事業者を対象とした運用方法の説明会を実施すること。

なお、実証運行の支援においては、受託者が配車システム導入に係る以下の経費を負担することとする。

- ・基本システム初期設定費（システム環境の構築）：1テナント・車両3台
- ・車載端末初期設定費：3台
- ・導入レクチャー（2回まで）
- ・運行開始時の出張サポート（1回まで）
- ・基本ライセンス料：1テナント×6か月（令和7年10月～令和8年3月）
- ・車載システム利用料：3台×6か月（令和7年10月～令和8年3月）

(4) 実証運行結果の検証

①利用者へのアンケート調査

アンケート調査票の設計、調査結果の集計・分析を行う。

・利用者：100 部、車内配布・車内回収を想定

②関係者へのヒアリング調査

ヒアリング調査の実施、とりまとめを行う。ヒアリング対象は、タクシー事業者 2 社を想定する。

③新しい交通システムの利用状況の集計・分析

実証運行開始後の利用集計及び分析を行う。

④本格運行に向けた見直し案の検討

上記①～③の結果を踏まえ、運行計画の見直し案を検討する。

(5) 松野町地域公共交通計画の更新

令和 6 年 3 月策定の松野町地域公共交通計画について、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助要件を満たすために必要な記載内容の変更を行う

(6) 松野町地域公共交通会議等の開催支援

地域公共交通会議及び運賃を協議するための協議会の資料を作成し、会議に出席し説明の支援、議事録作成を行う。公共交通会議の開催回数は 2 回程度を想定し、運賃協議会は、同日の開催を想定する。なお、会議の資料の印刷については本町で対応する。

(7) 報告書作成

これらの実証運行の結果をとりまとめて、業務報告書を作成する。

(8) 打合せ協議

初回、中間時、成果品納入時を含めた 5 回程度とし、追加で必要に応じて協議を行う。

(9) 成果品

本業務の成果品として、以下のデータを記録した CD-R（1 部）を納品するものとする。

①業務実施報告書

②本業務関連の電子データ一式

8. 留意事項

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たり最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、委託者と協議しなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度、委託者と協議を行うこと。
- (5) 本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、委託者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。
- (6) 委託者が保有する本業務に必要な資料は、受託者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。なお、業務完了後速やかに返却するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が相互に協議の上、定めるものとする。